

学校いじめ防止基本方針

平成26年3月17日策定
平成28年3月15日改訂
令和2年3月9日改訂
令和3年3月1日改訂
熊本県立鹿本農業高等学校

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」)に基づき策定された「国の基本方針」及び「本県いじめ防止基本方針」に則り、本校におけるいじめ問題に関する対策を充実・推していく。なお、平成27年度熊本県いじめ防止対策審議会の答申内容を踏まえた「熊本県いじめ防止基本方針」の改定に伴い、本校の「学校いじめ防止基本方針」の改訂を実施。

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わるすべての者が手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

いじめは、すべての生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、すべて生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめ心やいじめへの不安感等を克服する力の育成をはかる。

いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことが求められる。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

また、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高める必要がある。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校等に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた生徒の立場に立って見極めることが必要である。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察する

などして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ★・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ★・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ★・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ★・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ★・金品をたかられる
- ★・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ★・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ★・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 構成員

教頭、生徒指導主事、生徒支援部長、情報集約担当者、学年主任、各学年担当、養護教諭、外部委員とする。名称を「いじめ防止対策委員会」とし、各学期に1回、委員会を開催する。

(2) 組織の役割

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

4 年間計画

(1) 年間の取組についての検証を行う時期

各学期に1回取組の検証を行う。また、12月中に生徒・保護者・職員に対してアンケート調査を行い、その結果を用いて年間の取組の検証を行う。

(2) 取組の評価、会議、校内研修会等の実施時期

取組の評価を1月、評価を受けた年間反省及び研修を3月に行う。

(3) いじめの未然防止の取組と実施時期

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての生徒を対象として、いじめを許さないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとられることなく、互いのよさや可能性を認め合い、一人一人の人権が尊重される人間関係・学校風土をつくるとともに、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(4) 生徒会を中心とした生徒主体で相互にサポートし合う仕組み作りに努める。

<具体的な取組>

	人権教育・道徳教育	情報モラル教育	生徒会活動	その他
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・規範意識を高める取組 〔遅刻指導、環境美化、 整容指導〕 ・「鹿農day」の取組 	<ul style="list-style-type: none"> ・SNSの使い方 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿農集会(毎月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「基礎力向上」の取組 (朝自習) ・「分かる授業」の取組 (研究授業等、毎月) ・授業中の「命」を大切に する指導
	<ul style="list-style-type: none"> ・法やルールを守る心や自他のプライバシーを大事にする心を育てる教育の充実。 県警察、地方法務局、弁護士会等との連携。 			
一学期	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活アンケート ・家庭訪問、三者面談 ・生徒理解研修 ・特設LHR、学年集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯、スマホの利用 マナー、家庭でのル ール作り 	<ul style="list-style-type: none"> ・自尊感情を高める取組 (集会・学校行事等) ・体育大会での一人一役 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止の標語づくり
二学期	<ul style="list-style-type: none"> ・特設LHR、学年集会 ・生徒理解研修 ・人権講話 	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯、スマホの利用 マナー指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿農祭での一人一役 ・自尊感情を高める取組 (集会・学校行事等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・平和教育
三学期	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒理解研修 ・年間総括 			
県・ 県教委 の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめの背景にあるストレス等の要因に着目した「ストレス対処教育」を推進。 ・指導プログラムの提供やスクールカウンセラー活用により学校の取組を支援。 ・フィルタリングの普及促進、情報モラル教育の充実、ネットパトロールの取組。 ・県内各地への講師派遣 ・くまもと携帯電話・スマートフォンの利用5か条の周知と活用 等 			

(5) いじめの早期発見の取組と実施時期

教職員は、いじめは大人が目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、組織的に対応し、いじめの積極的な認知に努める。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や随時の教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

なお、アンケート調査等により、いじめが認知されなかった場合、その結果を生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証する。また、県教委は、「積極的にいじめを認知し、適切に対応すること」を肯定的に評価する。

<具体的な取組>

項 目	実 施 内 容
アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・心のアンケートを実施する。(6月、11月) ・いじめ防止標語の募集にあわせて現在の状況を聞く。(6月)
教育相談	<ul style="list-style-type: none"> ・カウンセラー室や人権教育室を周知し、相談しやすい体制をつくる。(4月) ・学校カウンセラーによる生徒・保護者・職員の相談を行う。(月2回) ・生徒支援委員会で生徒の様子を把握し、必要に応じて対策を講じる。(毎週)
個別面談	<ul style="list-style-type: none"> ・個人面談を実施し、生徒の状況を把握する。 ・欠席した生徒には、担任や副担任が電話連絡や家庭訪問を行う。(通年)
相談窓口の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・集会等で相談窓口(担任、養護教諭、人権教育主任等)を紹介し、相談しやすい雰囲気をつくる。(随時)
校内研修	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめに対応する資質の向上と不適切な発言等に対する対処や指導法についての校内研修の実施。(通年)

5 いじめに対する措置

いじめを認知し、又はいじめの通報を受けた場合には、情報集約担当者を中心に、速やかに組織的に対応し、いじめられた生徒を守り通すとともに、いじめた生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、当該生徒が抱える課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

<発見されたいじめ事案への対応>

(1) 被害者への対応

- ・支えになることを第一に共感の意識を持って対応する。
- ・保護者への連絡は速やかに行い事実を正確に伝達し、丁寧な対応を心掛ける。
- ・家庭訪問等の対応は複数の職員で行う。

(2) 加害者への対応

- ・人格の成長を旨とし、課題や悩みを理解するなどの教育的配慮の下、いかなる場合でもいじめは許されないという毅然とした態度で指導する。
- ・保護者への連絡は速やかに行い事実を正確に伝達し、丁寧な対応を心掛ける。
- ・家庭訪問等の対応は複数の職員で行う。

(3) 集団への対応

- ・集会等を通じて情報の収集に協力するよう呼び掛ける。
- ・発生した事案について説明し、二度と発生しないよう指導する。
- ・生徒会活動を通じて、いじめを許さない心情と雰囲気づくりに努める。
- ・傍観することもいじめを助長することを理解させる。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の発生

重大事態が発生した場合は、教育委員会へ事態発生の報告を行う。なお、重大事態とは以下の場合をいう。

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間の欠席を余儀なくされている場合（年間30日を目安とする。）

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等を行う。

(2) 調査委員会の設置

重大事態発生の報告後速やかに、いじめ調査委員（校長任命）会（以下調査委員会）を設置し、調査等の措置を講ずる。調査委員会には、教育委員会が当該重大事態の性質に応じて派遣する専門家等を委員として加えるものとし、教育委員会と一体になって調査を進めるものとする。

(3) 調査方法

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

また、調査委員会は次の点に留意して調査を行うものとする。

- a 調査のための組織に必要なに応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。なお、調査組織の過半数を外部の専門家とし、委員長は外部の専門家等が務めること。
- b いじめを受けた疑いのある生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- c 在籍生徒や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- d 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。

(4) 調査結果の提供及び報告

調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒や保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、教育委員会の指導のもと、適時・適切な方法で、経過を報告するものとする。

(5) 重大事態に対応したマニュアル等の整備について

- a 県及び県教委は「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」を整備。
- b 校内マニュアル、校内体制の整備並びに危機管理に係る研修の充実をはかる。

7 いじめ問題対策マニュアル

(1) 日常の取組（予防）

- ①生徒支援委員会での情報収集
- ②人権尊重に立った言語環境の整備
- ③遅刻や整容等、規範意識の徹底
- ④「より良い学校生活」のための全校集会の活用
- ⑤「命」を大切にすることを育む授業の実践
- ⑥学校生活アンケートの実施
- ⑦家庭訪問及び個人面談期間の設定
- ⑧中学校との情報交換会の開催

(2) いじめの発見、対応について

事実の正確な把握と確認に努め、全職員で現状認識の共有化を図りながら対応を検討する。（学年会・生徒指導部・生徒支援部と連携する）初期対応後は、いじめ発生の背景や本質を解明し統一された指導に努めながら、関係者の情報交換を絶やさず、必要に応じて専門機関の活用も検討する。

(3) 生徒への対応

被害者の生徒へは支えになれることを第一に考える共感の意識を持ち、生徒の成長を促す指導を心がける。加害者の生徒へは、いかなる場合でもいじめは許されないことを理解させる。傍観することもいじめを助長することを理解させる。

(4) 学校全体の問題として考える

いじめを許さない心情と雰囲気づくりのために全校集会や生徒会活動を活用する。職員は早期発見、早期対応、継続指導を徹底し、生徒が安心して生活できる学校作りをめざす。

問題発生後は保護者への連絡を速やかにおこない事実を正確に伝達し、保護者の心情を鑑み、丁寧な対応を心掛ける。家庭訪問等の保護者対応は複数の職員でおこなうようにする。

(5) 解決・報告・継続指導

いじめ事案の発見、確認、指導経過等をまとめ、必要に応じて関係機関に報告し、対応を振り返り問題点や対策の再検討を行い、再発防止に努める。

(6) 解決の判断

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。

いじめは「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
 - ・その期間は、少なくとも3ヶ月を目安。
 - ・いじめ被害の重大性からさらに長期間の注視期間を設定。
- (イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - ・心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認。

